

## お部屋の賃貸借契約解約のお手続き

お部屋の解約をご希望される際、スムーズにお手続きいただけるよう解約の流れと必要なお手続きについてご案内いたします。

### 解約の流れ

#### STEP 1 【解約予告期間を確認】

解約は、賃貸借契約書に規定されている解約方法にてお手続きをお願いします。  
解約につきましては「1か月前に書面にて」お申し出を行うことにより解約できる。  
となっております。  
※既にお部屋をお使いでない場合でも、お申し出から1か月後までの賃料をお支払い頂きます。  
※最終月の賃料は日割りとなります。前月末日までに日割り分をお支払いいただくか1か月分をお支払いいただき敷金の精算と一緒にご返金致します。  
※解約申出書提出後の「解約の取り消し」「解約日の変更」は、貸主様の承諾が得られる場合を除き、承ることは出来ませんので、ご注意ください。

#### STEP 2 【解約申出書の提出】

契約終了日の1か月前まで「解約申出書」を書面ご提出ください。  
(お電話での解約は出来ません。やむ追えず郵送、FAX等での解約申出の場合には3日以内に解約申出書面をご提出ください)  
なお、当社ホームページ(左側列下部「こちらから各種書類PDFをご利用いただけます」)に解約申出書がございますのでダウンロード(印刷)後に必要事項をご記入いただきお送りください。 ホームページ : <https://seikou-living.co.jp/>

解約申出書の提出は「店頭記入」、ダウンロード書面の「持参」「郵送」「FAX」「メール」にてご提出ください。  
※注意 「郵送」の場合・・・郵便局の消印日が「申出日」となります。  
「持参・FAX・メール」の場合・・・解約申出書が当社に届いた日が「申出日」となります。

解約申出書記入例を参考に記入漏れのないようにご記入ください。

#### STEP 3 【明け渡し及び解約時立ち会い】

▼当社管理物件の場合  
当社担当者がお部屋にお伺いし、現地にてお客様と一緒に室内等を確認し、鍵(スペアキー含む)・設備の取扱い説明書をご返却いただきます。  
その際に賃貸借契約書記載の借主様負担及び国土交通省原状回復ガイドラインに基づいた借主様の負担箇所がある場合には見積書を作成し後日お送りいたします。  
(クリーニングのご負担のみの場合には立会い時に精算させていただきます)

▼貸主または他社管理物件の場合  
鍵の返却を行わせていただき、後日貸主または管理会社より精算のご連絡

#### STEP 4 【精算】

精算内容の確認後、敷金及び賃料の返却がある場合にはご指定の口座にお振込みさせていただきます。(その際に係る振込手数料は差し引かせていただきます)  
尚、場合によっては立ち会い当日に現金にてご返却させていただく場合がございます。  
※電気・水道・ガス・インターネット・郵便等への連絡もお忘れなく手続きをお願いします。  
※火災保険の解約は保険会社により異なりますので、ご確認のうえお手続き下さい。

#### 【解約手続きの完了】